

参 考 资 料

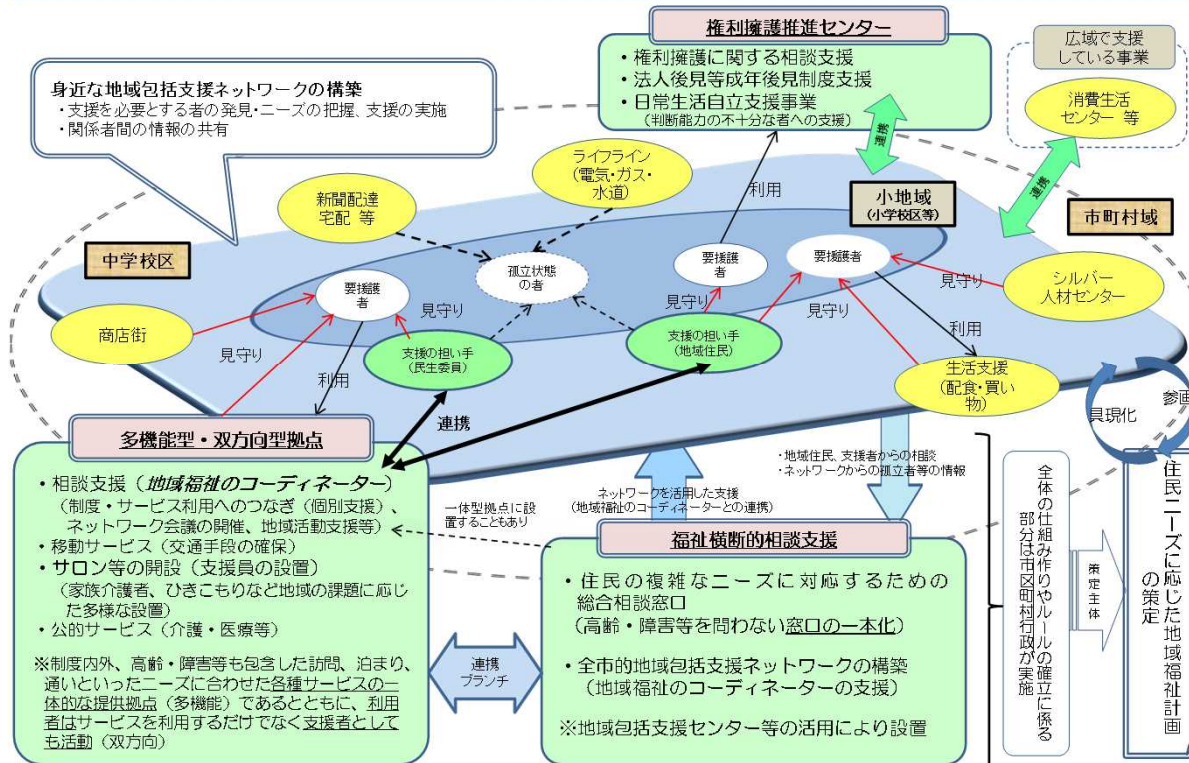
安心生活基盤構築事業

1(2)関係資料

○ 住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、誰もが社会との「絆」を感じながら、安心して生活できる基盤を構築していくため、「安心生活創造事業」の基本理念（抜け漏れのない把握、漏れのない支援、自主財源の確保）を引き継ぐとともに、これまでの安心生活創造事業の成果・課題を踏まえ、分野横断的な相談支援体制の構築や権利擁護の推進等を実施する総合的な取組へと拡充して実施。（平成26年度予算案：セーフティーネット支援対策等事業費（150億円）の内数）

地域における社会的孤立防止体制の構築イメージ

※地域福祉のコーディネーターを多機能型・双方向型の拠点に配置する例



事業概要

①安心生活創造推進事業

○事業内容

(1) 基本事業

- ・抜け漏れのない実態把握
 - ・社会的な孤立者等の所在及びニーズ把握
- ・生活課題検討・調整事業
 - ・個別支援のための支援内容の検討・調整（ケース会議の開催等）
- ・抜け漏れのない支援実施事業
 - ・買い物支援等の生活支援サービスやサロン等の居場所づくりの実施等
- ・地域支援活性化事業
 - ・地域福祉の調整役（コーディネーター）の配置等
- ・住民参加型まちづくり普及啓発事業
 - ・参加を促すイベントや研修による人材確保等
- ・自主財源確保事業（第Ⅱ期からの実施も可能）
 - ・寄付や物販等を通じた財源の確保

(2) 選択事業（基本事業の上乗せとして実施）

- ・高齢・障害等を問わない福祉横断的な相談体制を構築
- ・多機能型・双方向型の包括的サービス拠点の設置
- ・権利擁護の包括的な取組を行う権利擁護推進センターの設置等

○実施主体：都道府県、市区町村

○補助率：定額

- 第Ⅰ期 基本事業@1,000万円（人口規模に応じて増額）、選択事業：@1,000万円
- 第Ⅱ期 基本事業：@600万円、選択事業：@600万円

○第Ⅰ期（始動期）と第Ⅱ期（発展期）の通算5年間の補助

②日常生活自立支援事業

○日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な者への契約等の支援

○実施主体：都道府県・指定都市社会福祉協議会

○補助率：1/2（ただし、生活保護受給者の利用に要する経費については定額）

安心生活創造事業成果報告書（H24. 8）※平成21年度～23年度のモデル事業の成果・課題等を収載

【今後重要と考えられる取組み】

- ①社会的孤立を防ぐための官民間われない多様な主体との連携・協働
- ②総合的な相談支援体制の確立
- ③地域福祉計画の策定
- ④契約支援・権利擁護の必要性
- ⑤要援護者も社会参加・自己実現できる仕組み

【参考】集落地域における「小さな拠点」づくりに係る国の関連施策一覧①

(平成25年3月末現在)

総合的な施策等

国土交通省資料をもとに厚生労働省地域福祉課作成

施策名	所管府省	施策の概要
集落地域における「小さな拠点」形成推進費	国土交通省国土政策局総合計画課	買い物や医療・福祉等の生活サービスや地域活動を集めた「小さな拠点」の形成とアクセス手段の確保を図ることにより、持続可能な集落地域づくりを推進する(対象者:複数の集落が集まる地域)
特定地域再生事業費補助金	内閣府地域活性化推進室	先駆的・分野横断的な取組みに対して、①特定地域再生計画策定事業、②特定地域再生計画推進事業により、地域再生計画の策定や事業実施を支援するもの。(対象者:①は地方公共団体、②は地方公共団体、地域再生推進法人等)
過疎対策事業費	総務省自治財政局財務調査課	過疎地域自立促進特別措置法の規定による計画に基づき実施する事業の財源として特別に発行が認められた地方債。(対象者:市町村等)
過疎集落等自立再生対策費(過疎地域等自立活性化推進交付金)	総務省自治行政局過疎対策室	住民の一体性のある生活圏単位で、そのニーズに応じてきめ細かく集落の維持・活性化に総合的に取り組む事業について、ソフト面を中心に支援を行うもの。(対象者:住民団体、その他組織及び市町村等)

地域活動の担い手関連(総務省関係のみ)

施策名	所管府省	施策の概要
地域おこし協力隊	総務省自治行政局地域自立応援課人材力活性化・連携交流室	地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。※3年を超える場合は特別交付税措置はされないが、活動を続けることは可能。(対象者:地方自治体)
集落支援員		地方自治体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。(対象者:地方自治体)
「域学連携」地域づくり施策		大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民やNPO等とともに、地域の課題解決や地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化や人材育成に資する活動を支援。(対象者:地方公共団体)

【参考】集落地域における「小さな拠点」づくりに係る国の関連施策一覧②

(平成25年3月末現在)

拠点施設整備関連

国土交通省資料をもとに厚生労働省地域福祉課作成

施策名	所管府省	施策の概要
過疎地域遊休施設再整備事業 (過疎地域等自立活性化推進交付金)	総務省自治行政局 過疎対策室	過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用し、生産加工施設等を整備する際に要する経費に対して補助を行うもの。(対象者:過疎地域市町村等)
過疎地域集落再編整備事業 (過疎地域等自立活性化推進交付金)		集落を再編整備するため、定住団地の整備、空き家の改修等に要する経費に対して補助を行うもの。(対象者:過疎地域市町村)
辺地対策事業債	総務省自治財政局 財務調査課	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて定められた計画により実施する公共的施設の整備事業の財源として特別に発行が認められた地方債。(対象者:市町村等)
～未来につなごう～「みんなの 廃校プロジェクト」	文部科学省大臣官 房文教施設企画部 施設助成課	未活用の廃校施設等の情報を集約し、ホームページ上で公表して活用希望者とのマッチング等を行う。(対象者:地方公共団体、民間事業者など)
集落活性化推進事業	国土交通省国土政 策局地方振興課	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、地域拠点の整備を支援し、定住人口の流出抑制、交流人口の増加を図る。(対象者:市町村又はNPO法人若しくはまちづくり協議会、その他団体)

福祉サービス関連

施策名	所管府省	施策の概要
地域介護・福祉空間整備等施設 整備交付金、地域介護・福祉空 間整備推進交付金	厚生労働省老健局 高齢者支援課	地域の実情に合わせて自主性・創意工夫をいかにさせるような介護・福祉サービスの基盤整備に対する支援を行う交付金。また、地域密着型サービス等の導入等のため、特に必要と認められる場合に経費を助成。(対象者:市区町村)
へき地保育事業	厚生労働省雇用均 等・児童家庭局保 育課	山間地及び離島等の地域で通常の保育所を設けることが困難な地域に設置するへき地保育所の運営費に対する補助を行うもの。(対象者:市町村)

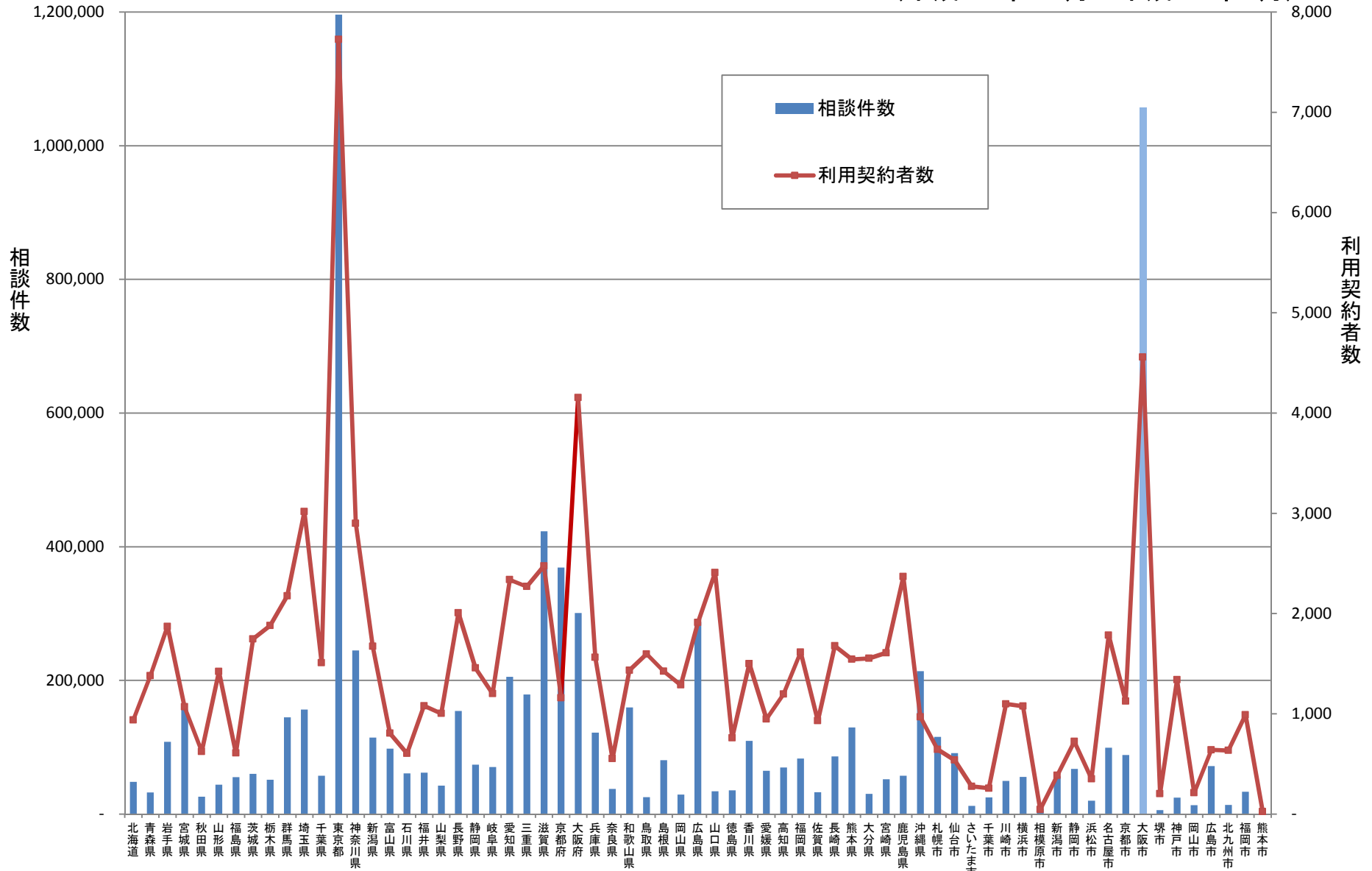
【参考】平成26年度 関係省庁(国)の買い物弱者対策関連事業(案)

国土交通省及び経済産業省資料をもとに厚生労働省地域福祉課作成

施策名	所管府省	施策の概要
買い物弱者応援マニュアル ver.2.0	経済産業省商務流通保安グループ流通政策課	買い物弱者対策への取り組みを検討する際に参考となる先進事例や事業を継続していくための工夫を紹介。(対象者:地域住民、流通事業者、商店街関係者、自治体関係者等)
中小企業移動販売支援事業	経済産業省中小企業庁小規模企業政策室	仮設住宅等の被災者の買い物環境を整備するため、また中小企業の事業を支援するため、中小企業者に対する移動販売車両(軽トラック)の貸し出しを行う。
地域商業自立促進事業	経済産業省中小企業庁商業課	地域経済の持続的発展を図るため、商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、地域コミュニティの形成に資する取組や商店街等の新陳代謝を図る取組を支援するとともに、商店街等の魅力創造に向けた取組を支援する。
商店街まちづくり事業	経済産業省中小企業庁商業課	商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、地域の行政機関等からの要請に基づいて実施する、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の整備等を支援する。
都市農村共生・対流総合対策交付金	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課	農山村漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を国が直接支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。
食料品アクセス環境改善対策事業	農林水産省食料産業局食品小売サービス課	食料品の購入等に不便や困難をもたらす「食料品アクセス問題」を改善するため、事業者及び有識者等による企画検討会や必要な調査等を実施し、地域の実態に応じた食料品へのアクセス改善方を策定する。
地域支援事業	厚生労働省老健局振興課	要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、市町村の実施する「地域支援事業」に国も一定の費用を負担する。
安心生活基盤構築事業	厚生労働省社会・援護局地域福祉課	日常生活を円滑に営むための見守り、暮らしの基本となる買い物支援等の生活支援サービスを行い、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築していくことを目的とした事業(定額補助)

日常生活自立支援事業実施主体別延べ相談件数・利用契約者数

(平成11年10月～平成25年3月)



全国社会福祉協議会調べより厚労省地域福祉課作成

地域コミュニティ復興支援事業

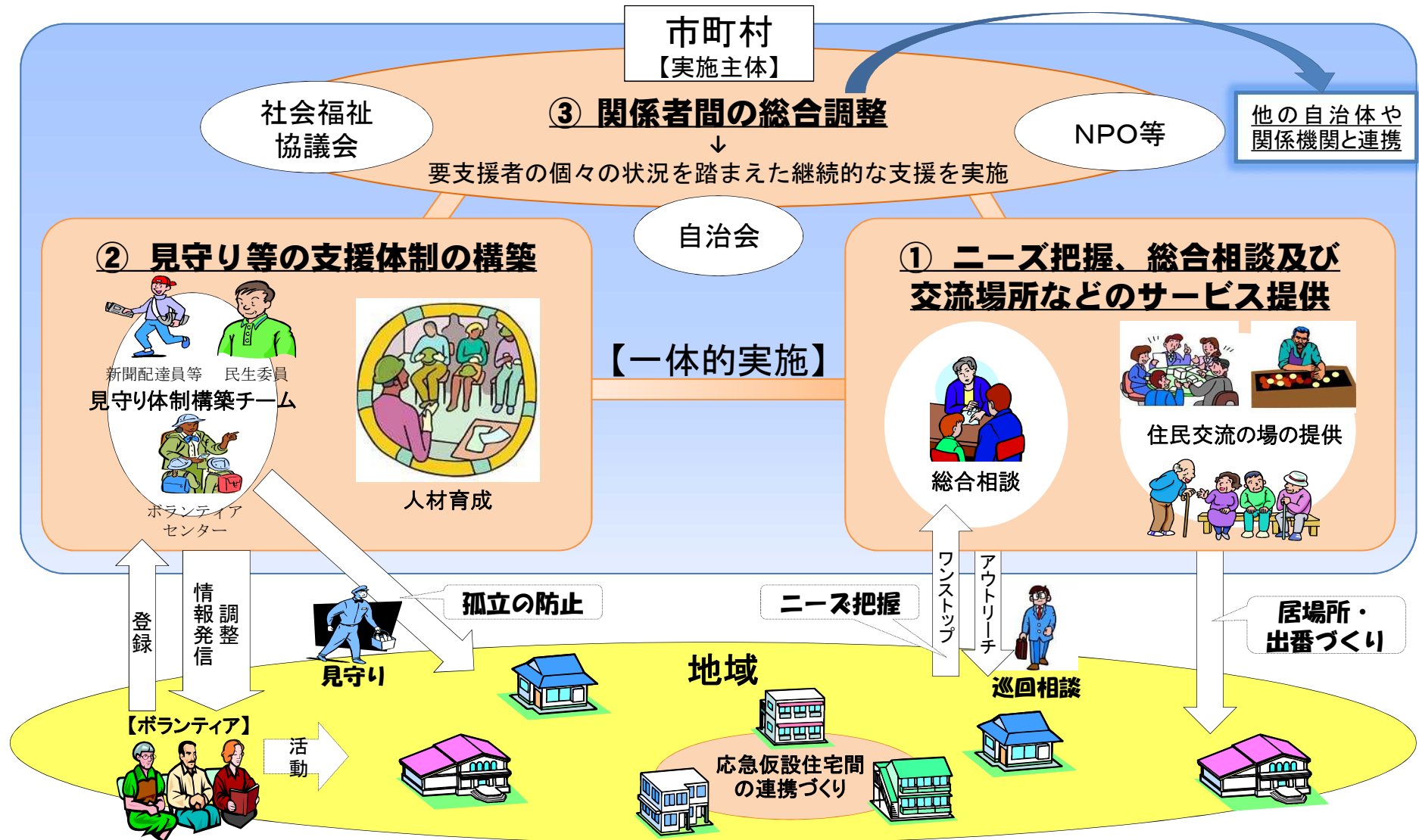
1(5) 関係資料

【事業実績】 10県146市町村で実施
(平成25年4月現在)

(社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供
- ②見守り等の支援体制の構築
- ③関係者間の総合調整



寄り添い型相談支援事業 コール実績

1(6) 関係資料

	平成24年度	平成25年度 (4月～1月)	内訳	
			被災地以外全国	被災地
生活の悩み全般	8,525,905 (78.4%)	9,021,965 (76.8%)	8,757,912 (77.5%)	264,053 (58.2%)
自殺	1,174,393 (10.8%)	1,346,171 (11.5%)	1,224,302 (10.8%)	121,869 (26.8%)
性暴力やDVなどの女性の相談	559,527 (5.1%)	585,653 (5.0%)	550,056 (4.9%)	35,597 (7.8%)
外国語による相談	46,198 (0.4%)	64,166 (0.5%)	60,297 (0.5%)	3,869 (0.9%)
セクシャルマイノリティの方のための相談	384,500 (3.5%)	534,149 (4.5%)	519,081 (4.6%)	15,068 (3.3%)
その他	187,704 (1.7%)	199,343 (1.7%)	185,856 (1.6%)	13,487 (3.0%)
合計	10,878,227	11,751,447	11,297,504	453,943

※その他はエラーコール数である。

(注)コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話できた数(接続完了数)は、平成24年度全国ベースで384,754件である。

平成24年度寄り添い型相談支援事業コール実績について

単位：件

	総呼数		総呼数
北海道	296,928	大阪府	988,737
青森県	31,382	京都府	220,557
秋田県	71,874	滋賀県	75,924
岩手県	306,545	奈良県	47,595
宮城県	275,107	和歌山県	42,907
山形県	70,495	兵庫県	305,039
福島県	135,222	岡山県	180,617
新潟県	99,114	広島県	165,340
長野県	94,096	島根県	62,482
群馬県	85,739	鳥取県	22,099
栃木県	182,226	山口県	68,325
茨城県	197,300	香川県	115,597
東京都	1,562,304	徳島県	37,326
神奈川県	796,295	高知県	142,672
千葉県	502,488	愛媛県	84,815
埼玉県	763,788	福岡県	455,791
山梨県	21,386	佐賀県	14,848
愛知県	862,647	長崎県	151,556
静岡県	447,395	熊本県	41,023
岐阜県	85,989	大分県	94,314
三重県	236,630	宮崎県	91,417
富山県	82,063	鹿児島県	85,969
石川県	43,100	沖縄県	82,901
福井県	37,939	その他(エラコール数)	12,324
		合 計	10,878,227

(注) コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話ができなかった数(接続完了数)は、平成24年度全国ベースで384,754件である。

地域福祉計画策定状況等について

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

【調査の概要】

○調査対象：1,742市町村

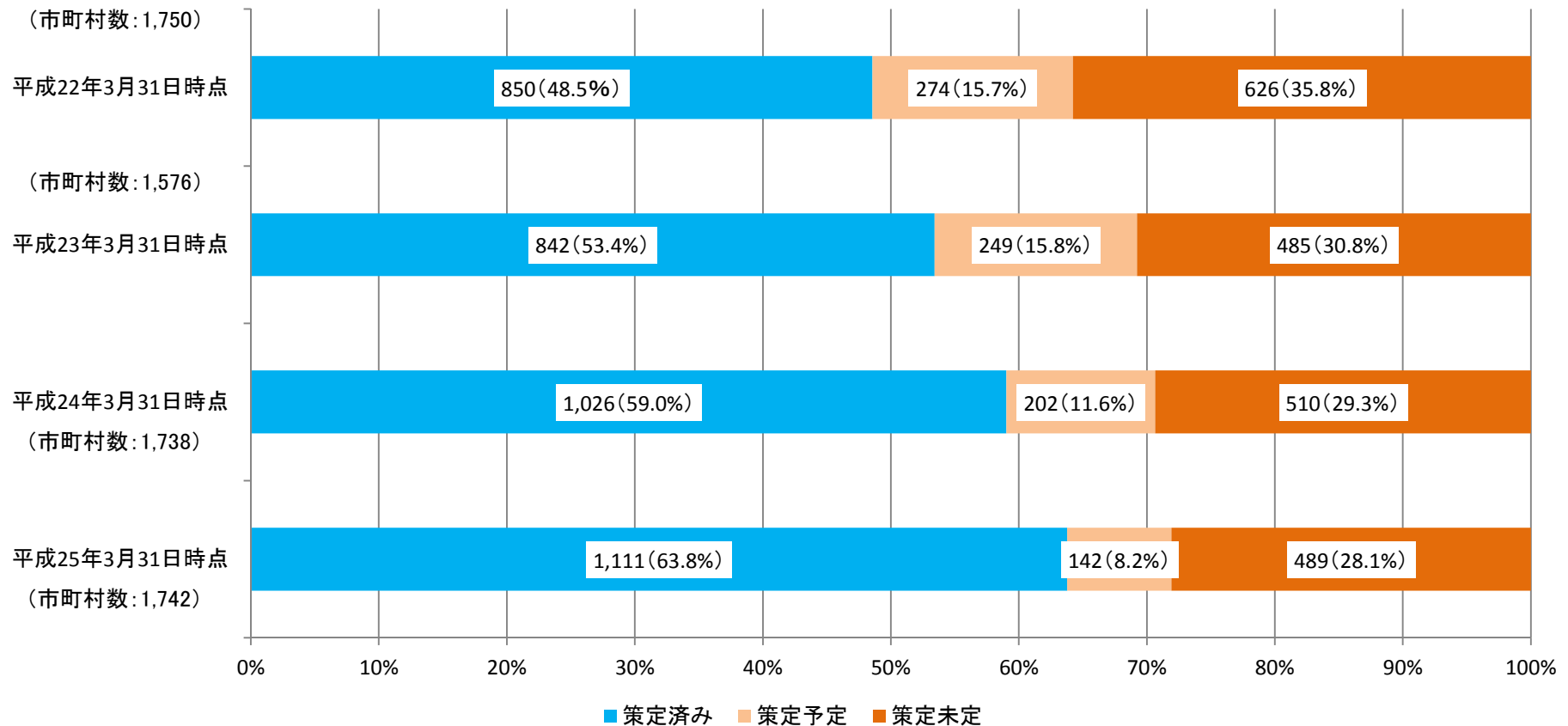
○回答数：1,742市町村(回収率100%)

○調査時点：平成25年3月31日

I-1. 市町村地域福祉計画の策定状況

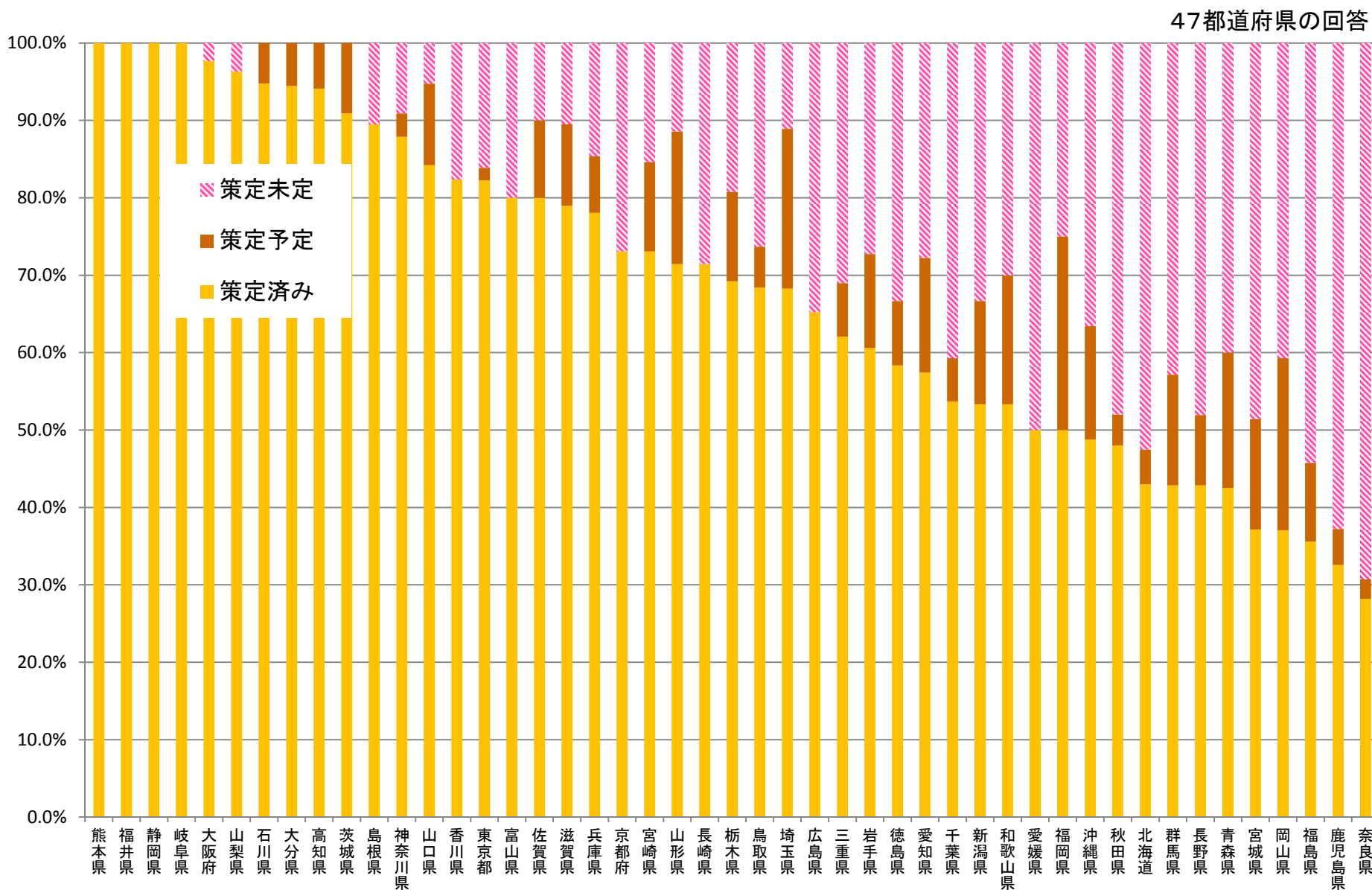
○東日本大震災の影響により、平成23年3月31日時点調査では宮城県、山形県、福島県、茨城県の全部、および、岩手県の一部の計174市町村、平成24年3月31日時点調査では福島県の4町村から回答を得ることができなかった。

○「策定済み」市町村は、平成22年3月31日時点からの3年間で261市町村(15.3ポイント)増加して63.8%となった。



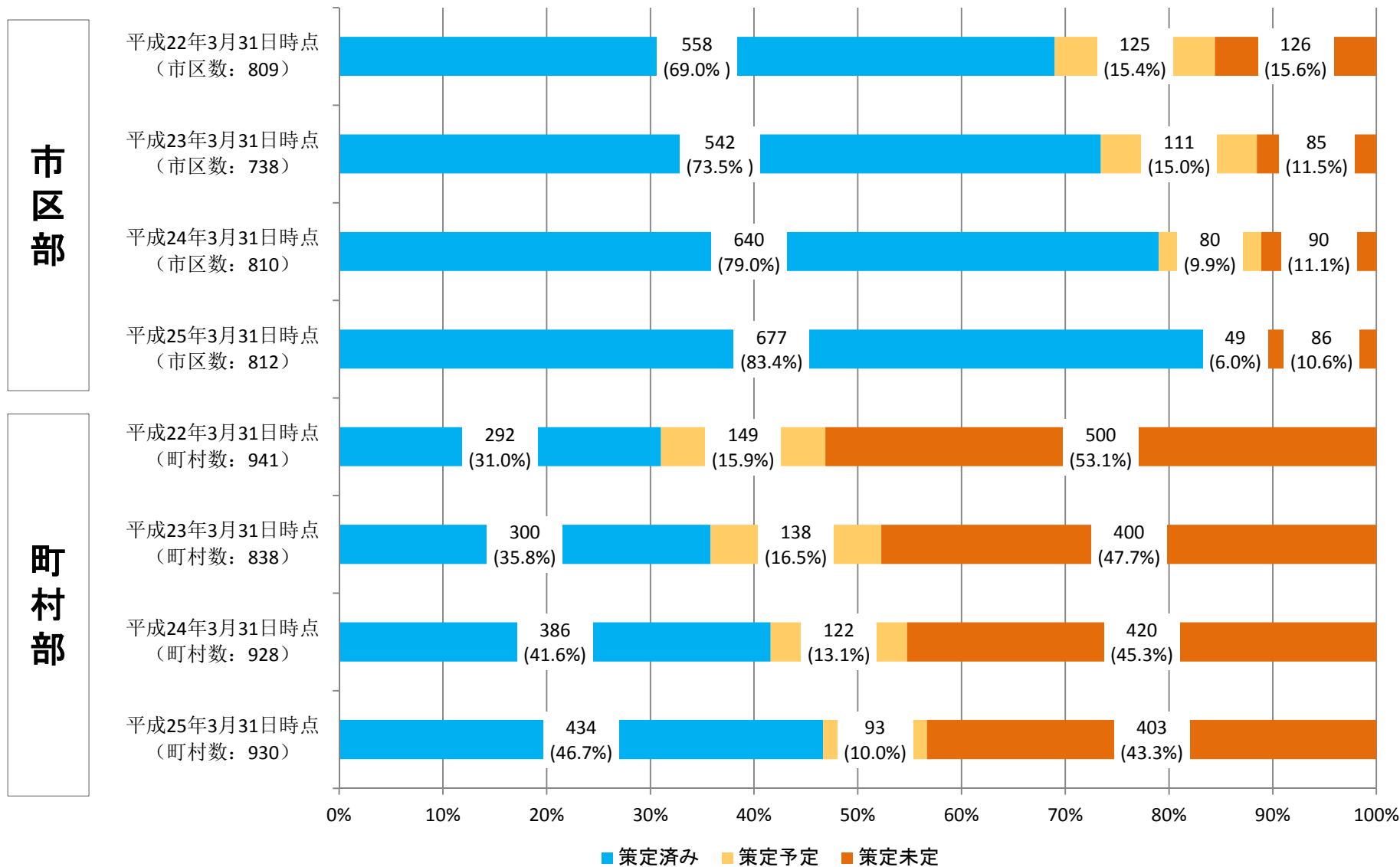
都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況

○市町村地域福祉計画の都道府県間における策定状況には、最大約3.5倍の開きが生じている。



市区部・町村部別の策定状況

- 「策定済み」回答の割合は、市区部・町村部ともに平成22年3月31日時点より14ポイント以上増加している。
- 一方で、市区部と町村部の策定率には依然として約1.8倍の開きがある。「策定未定」回答は市区部で10.6%、町村部で43.3%となっており差が大きい。



平成25年度 民生委員・児童委員の日 活動強化週間
都道府県・指定都市、市区町村・法定単位民児協 主な取組み予定

一部抜粋

平成25年5月7日/全国民生委員児童委員連合会調べ

県名	民児協名	活動日時/場所	取り組む活動内容
栃木県	1 栃木県民児協	活動強化期間を含む前後/県内全域	民生委員・児童委員の活動を周知するリーフレット(40万枚)を配布。併せて、活動強化週間を周知する広報文を添えたポケットティッシュ(約39万個)を配布。
群馬県	1 安中市民児協	5月13日(月)/訪問者宅	市長による一日民生委員・児童委員友愛訪問活動の実施。具体的には、各単位民児協ごとに訪問先候補者等を選定し、市長、会長、地区会長、区域担当委員が訪問し、お話を伺う中で状況を把握する活動。(市長に民生委員・児童委員の活動内容及び地域福祉の必要性をご理解いただくために開始したもの)
東京都	1 東京都民児連	5月12日(日)11:00~11:40	「平成25年度第2回民生委員・児童委員活動普及・啓発パレード」(都内1万人の民生委員・児童委員が安全で安心な福祉の街づくりを目指して、多くの関係機関と連携しながら活動していることを広く普及・啓発するためのパレードを実施。当日は、新宿駅東口の新宿通りを、約1,000人の民生委員・児童委員がパレードすると共に、東京都民生児童委員キャラクターのミンジーも登場し、都民と触れ合う時間を予定。)
	2 東京都民児連	5月29日(水) 13:00~16:15	「東京都民生委員・児童委員合唱チャリティーコンサート」 (都内民生児童委員が、「東日本大震災子ども応援募金」を通じて被災者支援に継続的に取り組んでいることや、民生児童委員の活動内容を広く知っていただくために実施。都内の民児協協同士の交流も目的としており、14地区の合唱隊が日頃の練習の成果を披露。 当日は、ミンジーグッズの販売と併せて子ども応援募金を呼びかけ、コンサートの最後には、東日本大震災復興支援ソング「花は咲く」を全員で合唱する予定。)

県名	民児協名		活動日時／場所	取り組む活動内容
愛知県	1	常滑市民児協	5月12日(日) 時間は未定	<u>常滑市内の小学6年生(4名予定)を対象に“一日民生委員・児童委員”を委嘱して、民生委員・児童委員と一緒に「ひとり暮らし高齢者1宅の訪問を行う予定。</u>
広島県	1	広島県民児協	5月12日(日)～18日(土)	中国放送(RCC)で民生委員児童委員のCMを放送。 http://www.hiroshima-fukushi.net/minijkyo/hiroshima/
大分県	1	大分市民児協	5月12日(日)9時50分～ 大分市大手公園→トキハ前	<u>9時50分～全体集会(児童を一日民生委員に委嘱)</u> <u>10時20分～市内パレード</u> <u>・民生委員・児童委員約700名がお揃いのブルゾンを着て街頭パレードを実施。</u> (詳細は大分市HPへ掲載予定 http://www.city.oita.oita.jp/)
	2	臼杵市民児協	5月11日(土)午前中 臼杵市役所→市内中心部	<u>民生委員・児童委員約100名が市の広報車を先頭にパレードを実施。(市報、福祉だよりへの掲載を予定)。新聞、市内ケーブルテレビへの取材依頼中。</u>
沖縄県	1	那覇市民児協	5月10日 12:30～13:00 那覇市役所口 ビー付近	<u>市長への一日民生委員・児童委員委嘱を実施。交付式では地域の園児の協力により、アトラクションを実施。</u>
	2		5月10日13:30～14:00 天久地域老夫婦世帯	<u>市長が一日民生委員として地域へ友愛訪問。</u>

5-2: 人の生命・身体の保護

1 個人情報取扱事業者からの情報提供について

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、以下の場合には、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる。

- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法23条1項2号)

2 地方公共団体からの情報提供について

いわゆる「過剰反応」が一部で見られることを踏まえ、各地方公共団体が定める個人情報保護条例の規定を適切に解釈・運用を行うことが望まれ、それにより、人の生命・身体を保護するために関係者間で個人情報を共有することができる。

○災害時
○いわゆる「孤立死」の事案

5-3: 人の生命・身体の保護
個人情報取扱事業者からの情報提供①

今般、地域で亡くなられたことに近隣の方々が気付かず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」という事案が発生

地方公共団体と事業者等の間で、いわゆる「見守り協定」を締結するなど、個人情報の適切な共有に取り組んでいる例がある。

事業者等
(電気・ガス事業者、新聞配達、宅配業者等)

≡ 見守り協定 ≡

地方公共団体

異変の発見

- ・ 本人の同意を得たとき
- ・ 本人の同意は得られないが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

公的機関へ通報

【参考となる通知等】

- ・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について(平成24年5月厚生労働省)」

5-9: 民生委員・児童委員への提供

・**個人情報取扱事業者**は、国や**地方公共団体等に協力する場合**であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる(法23条1項4号)。

・民生委員・児童委員は福祉事務所などの協力機関として職務を行う**特別職の地方公務員**とされているため、個人情報取扱事業者から民生委員・児童委員へその職務の遂行に必要な個人データを提供することは、可能

※各地方公共団体から民生委員・児童委員への情報提供については、各地方公共団体の定める「個人情報保護条例」の解釈・運用による

・民生委員・児童委員は、**民生委員法**において、**守秘義務**が課せられていることも踏まえ、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましい。



【参考となる通知等】

- ・「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について(平成19年3月厚生労働省)」
- ・「要介護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について(平成19年8月厚生労働省)」
- ・「社会・援護局関係主管課長会議(平成24年3月1日開催)資料」

個人情報保護法に関するよくある質問と回答

Q5 - 19 民生委員・児童委員をしていますが、市町村や民間の事業者から、活動に必要な個人情報の提供をうけられず苦慮しています。提供を受けることは可能ですか。

A 民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、個人情報取扱事業者からその職務の遂行に必要な個人データの提供を本人から同意を得ずに受けることは、個人情報の第三者提供の制限の例外として、可能と考えられます。

地方公共団体からの情報提供については、それぞれの条例の解釈によります。

民生委員・児童委員には、民生委員法において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

消費者安全法の改正（概要）

1. 地域の見守りネットワークの構築

- 地方公共団体による「消費者安全の確保のための地域協議会」の設置
- 地域で活動する「消費生活協力員」「消費生活協力団体」を育成・確保

2. 消費生活相談等により得られた情報の活用に向けた基盤整備

- 協議会の構成機関・構成員が消費生活相談により得られた情報を「地域協議会」の活動等のために共有するとともに、守秘義務規定や情報管理等のルールを整備

3. 消費生活相談体制の強化

- 都道府県の事務として、管内市町村に対する助言・協力、広域連携の調整及び消費生活相談等の実施が困難な市町村の事務の一部を代替実施
- 民間委託受託者に対し、守秘義務、最低限求められる要件を課す

4. 消費者行政職員及び消費生活相談員の確保と資質向上

- 消費者行政職員に対する研修の実施
- 消費生活相談員の職を法律に位置づけ
- 資格試験制度を創設し、消費生活相談員を、資格試験の合格者及びこれと同等以上の知識・技術を有する者から任用（内閣府令第7条で定める有資格者は任用要件とし規定）。要件を満たし、内閣総理大臣の登録を受けた団体が試験を実施
- 市町村への助言・協力行う職「特定消費生活相談員」を都道府県に配置

生活福祉資金都道府県別貸付決定件数及び金額

NO.	都道府県	平成23年度		平成24年度	
		貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)	貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)
1	北海道	1,493	932,318	1,054	762,818
2	青森県	789	432,669	585	407,568
3	岩手県	3,615	1,313,801	1,396	924,436
4	宮城県	38,960	5,645,158	155	117,419
5	秋田県	671	355,899	388	195,540
6	山形県	1,142	563,123	826	476,248
7	福島県	25,831	3,905,900	534	186,043
8	茨城県	871	311,700	121	43,452
9	栃木県	661	286,952	362	227,389
10	群馬県	1,266	383,987	1,198	344,939
11	埼玉県	2,371	1,261,220	1,218	627,765
12	千葉県	4,380	2,103,837	3,044	1,370,935
13	東京都	5,397	4,118,751	3,589	3,903,650
14	神奈川県	1,639	758,984	1,406	556,892
15	新潟県	1,014	343,283	525	199,521
16	富山県	327	93,115	251	59,975
17	石川県	740	265,664	597	192,799
18	福井県	175	55,944	139	43,322
19	山梨県	116	28,334	113	40,994
20	長野県	450	162,950	272	91,806
21	岐阜県	509	160,470	386	69,390
22	静岡県	1,704	647,120	999	236,489
23	愛知県	844	332,040	504	257,121
24	三重県	890	323,394	923	279,118
25	滋賀県	668	400,383	663	412,415
26	京都府	3,203	1,435,751	2,023	879,905
27	大阪府	4,738	3,247,255	4,066	2,742,847
28	兵庫県	3,027	1,533,951	2,349	1,007,601
29	奈良県	386	155,676	238	73,629
30	和歌山県	89	62,214	119	84,564
31	鳥取県	309	88,997	328	103,786
32	島根県	260	128,513	208	104,500
33	岡山県	87	51,324	64	40,226
34	広島県	775	207,607	632	162,988
35	山口県	268	90,229	180	62,436
36	徳島県	106	83,871	79	62,824
37	香川県	460	120,954	337	61,283
38	愛媛県	321	139,306	251	83,188
39	高知県	477	309,381	438	275,983
40	福岡県	3,787	1,825,026	3,367	1,577,552
41	佐賀県	30	19,089	19	13,917
42	長崎県	777	504,703	781	509,850
43	熊本県	399	175,056	326	137,494
44	大分県	759	176,137	725	165,312
45	宮崎県	771	427,281	747	432,296
46	鹿児島県	456	110,527	423	137,231
47	沖縄県	1,059	404,667	941	431,055
	合計	119,067	36,484,511	39,889	21,178,511

生活福祉資金の資金種類別貸付決定状況

資金種類	H20		H21		H22		H23		H24	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉費等	1,736 件	14.9 億円	4,115 件	33.4 億円	5,066 件	39.3 億円	4,782 件	31.3 億円	4,387 件	24.7 億円
緊急小口資金	3,127 件	2.4 億円	15,590 件	13.3 億円	21,376 件	18.6 億円	81,587 件	106.7 億円	11,101 件	8.5 億円
教育支援資金	7,906 件	60.3 億円	13,139 件	93.0 億円	14,287 件	99.7 億円	14,047 件	94.0 億円	14,113 件	94.8 億円
総合支援資金(H21.10～)	/	/	26,353 件	178.7 億円	41,344 件	262.2 億円	18,320 件	103.2 億円	9,920 件	51.1 億円
離職者支援資金(～H21.9)	1,610 件	23.0 億円	1,960 件	24.1 億円	/	/	/	/	/	/
不動産担保型生活資金	119 件	20.1 億円	127 件	21.0 億円	120 件	19.7 億円	93 件	14.2 億円	84 件	12.8 億円
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(H19.4～)	367 件	24.9 億円	244 件	15.7 億円	238 件	16.8 億円	228 件	15.4 億円	284 件	19.8 億円
計	14,865 件	145.6 億円	61,528 件	379.2 億円	82,431 件	456.3 億円	119,057 件	364.8 億円	39,889 件	211.8 億円

※ 各資金種類の貸付決定額は端数を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

※ 平成23年度の緊急小口資金については、東日本大震災の被災者に対する特例措置に基づく貸付けを含む。

※ 平成23年度以降の福祉費については、東日本大震災の被災者に対する特例措置に基づく貸付けを含む。

ホームレス対策の概要

1(12) 関係資料

根拠法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年8月7日公布・施行 法律第105号、議員立法)

※10年の時限立法であったが、さらに期限を5年間延長する一部改正法が平成24年6月27日に公布・施行。

ホームレスの定義(法第2条)

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

ホームレス自立支援法における施策の目標等(法第3条第1項)

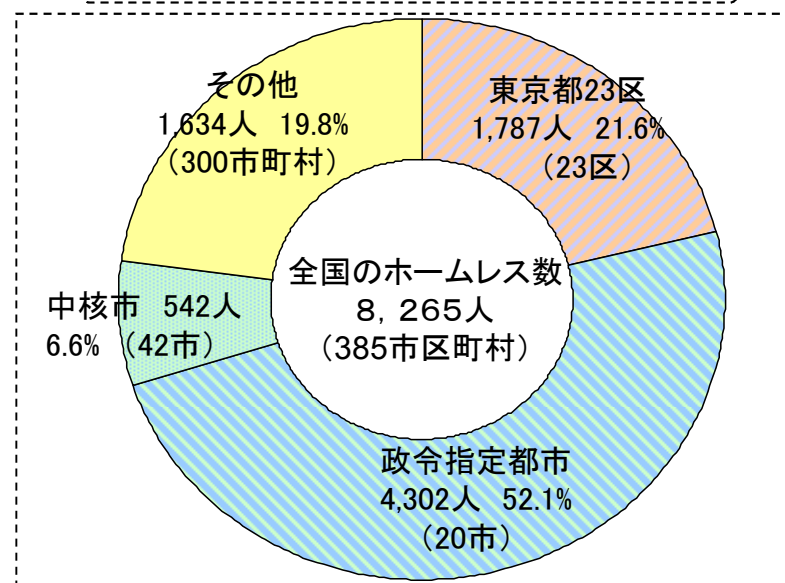
○自立の意志があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

ホームレスの数

○ホームレスの数については、全国調査を毎年1月に実施。
(平成25年は15年と比べ、▲17,031人(Δ67.3%)。)

調査年	ホームレスの数	前回との増減
平成15年	25,296人	
平成19年	18,564人	▲6,732人(Δ26.6%)
平成20年	16,018人	▲2,546人(Δ13.7%)
平成21年	15,759人	▲259人(Δ1.6%)
平成22年	13,124人	▲2,635人(Δ16.7%)
平成23年	10,890人	▲2,234人(Δ17.0%)
平成24年	9,576人	▲1,314人(Δ12.1%)
平成25年	8,265人	▲1,311人(Δ13.7%)

全国のホームレス分布状況(平成25年1月調査)



■ 都道府県別のホームレス数

都道府県名	平成25年調査				24年調査	25-24 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			23年調査	22年調査	21年調査
北海道	35	3	7	45	71	▲ 26	85	98	124
青森県	2	0	0	2	3	▲ 1	3	5	8
岩手県	3	0	0	3	5	▲ 2	8	15	21
宮城県	98	5	4	107	92	15	138	119	140
秋田県	7	0	0	7	11	▲ 4	8	12	15
山形県	4	0	0	4	4	0	8	7	18
福島県	13	2	1	16	19	▲ 3	14	22	20
茨城県	29	4	7	40	44	▲ 4	52	60	62
栃木県	30	0	4	34	48	▲ 14	62	63	74
群馬県	40	3	1	44	62	▲ 18	83	110	98
埼玉県	283	6	51	340	427	▲ 87	497	592	622
千葉県	285	10	21	316	355	▲ 39	462	510	503
東京都	1,955	51	0	2,006	2,368	▲ 362	2,672	3,125	3,428
神奈川県	1,336	35	24	1,395	1,509	▲ 114	1,685	1,814	1,804
新潟県	6	0	0	6	6	0	22	23	39
富山県	13	0	1	14	14	0	18	24	32
石川県	7	0	1	8	11	▲ 3	14	17	24
福井県	3	0	0	3	1	2	4	5	28
山梨県	11	1	4	16	22	▲ 6	30	36	38
長野県	5	0	0	5	7	▲ 2	7	14	13
岐阜県	14	4	2	20	25	▲ 5	29	47	74
静岡県	116	6	38	160	182	▲ 22	209	240	297
愛知県	334	13	92	439	518	▲ 79	644	747	929
三重県	30	2	0	32	39	▲ 7	42	55	61
滋賀県	5	0	0	5	11	▲ 6	9	14	18
京都府	127	10	20	157	176	▲ 19	279	295	353
大阪府	2,029	58	7	2,094	2,417	▲ 323	2,500	3,338	4,302
兵庫県	181	7	27	215	273	▲ 58	341	419	533
奈良県	0	0	1	1	3	▲ 2	3	11	14
和歌山県	16	1	0	17	21	▲ 4	27	29	56
鳥取県	2	0	0	2	3	▲ 1	2	1	3
島根県	0	0	0	0	0	0	1	1	4
岡山県	15	0	3	18	24	▲ 6	31	57	75
広島県	65	3	1	69	90	▲ 21	80	106	154
山口県	4	0	0	4	6	▲ 2	10	9	11
徳島県	2	0	5	7	4	3	3	4	8
香川県	10	0	0	10	16	▲ 6	21	28	27
愛媛県	22	1	2	25	24	1	44	37	38
高知県	4	0	0	4	5	▲ 1	8	5	14
福岡県	323	19	12	354	423	▲ 69	442	614	1,237
佐賀県	13	1	0	14	11	3	26	38	39
長崎県	4	0	2	6	7	▲ 1	12	15	13
熊本県	35	4	1	40	49	▲ 9	40	76	73
大分県	13	0	0	13	20	▲ 7	20	32	38
宮崎県	4	0	0	4	6	▲ 2	20	40	31
鹿児島県	42	0	0	42	41	1	39	43	57
沖縄県	96	5	1	102	103	▲ 1	136	152	189
合計	7,671	254	340	8,265	9,576	▲ 1,311	10,890	13,124	15,759

※福島県の9町村（広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）は、震災の影響で調査を実施していない。

1(13)ア 関係資料

地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金の交付要綱一部改正（案）新旧対照表

※改正箇所については下線部分。

1. 区分	2. 種目	3. 基 準 額	4. 対 象 経 費
指導監督等事業	指導監督等事業費	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県が行う指導監督事業及び研修会（講習会）開催事業並びに指定都市等が行う研修会（講習会）開催事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
隣保館運営等事業	隣保館運営費	次により算出された額の合計額 1. 相談事業等 厚生労働大臣が必要と認めた額 2. 周辺地域巡回事業 1館当たり225,000円 ただし、事業期間が1年に満たない場合はこの基準額に <u>事業実施月数</u> 12月 を乗ずるものとする。	隣保館運営に必要な報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金
	隣保館デイサービス事業費	1館当たり <u>1,191,000円</u>	隣保館デイサービス事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費
	地域交流促進事業費	次により算出された額の合算額 1. 休日等開館事業 <u>5,992円</u> ×活動延日数 ただし、年間24日以上であること	地域交流促進事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、委託料、使用料

		2. 交流促進講座開催事業 1館当たり459,000円 ただし、1講座当たり 月6時間程度以上、年18時間 以上開催すること	及び賃借料、原材料費、備 品購入費
	相談機能 強化 事業費	1館当たり1,075,000円	相談機能強化事業の実施 に必要な報酬、共済費、 賃金、報償費、旅費、 需用費、役務費（保険料を 除く。）、委託料、使用料 及び賃借料、原材料費、備 品購入費
	広域隣保 活動 事業費	1ヶ所当たり1,613,000円	広域隣保活動事業の実施 に必要な報酬、共済費、賃 金、報償費、旅費、 需用費、役務費（保険料を 除く。）、委託料、使用料 及び賃借料、原材料費、備 品購入費
生活館 運営等 事業	生活館 運営費	1館当たり 1,096,000円 ただし、 1. 厚生労働大臣が認めた生活館 については3,604,000円の範囲 内とする。 2. 事業期間が1年に満たない場 合は基準額に $\frac{\text{事業実施月数}}{12\text{月}}$ を乗じるものとする。	生活館運営のために必要 な報酬、賃金、報償費、旅 費、需用費、役務費（保険 料を除く。）、使用料及び 賃借料、原材料費、備品購 入費（ただし、厚生労働大 臣が認めた生活館について は給料、職員手当及び共済 費を含む。）
	生活館 活動推進 事業費	1館当たり162,000円 ただし、これによりがたい場合 には厚生労働大臣が必要と認めた 額	生活館活動推進事業の実 施に必要な報酬、賃金、報 償費、旅費、需用費、役務 費（保険料を除く。）、使 用料及び賃借料、原材料 費、備品購入費

アイヌのための電話相談事業(試行)について(概要)

厚生労働省の平成25年度社会福祉推進事業として、内閣官房アイヌ総合政策室と連携しながら、次のとおり試行的に実施。

1. 実施主体 (公益財団法人) 人権教育啓発推進センター
〔横田洋三理事長〕
2. 実施時期 平成25年9月20日～26年3月31日の間、相談対応を行い、その後、分析・評価する。
3. 相談体制
 - フリーダイヤル(0120-771-208)による電話相談。
※ 来訪による相談にも対応(予約制)。
 - アイヌの相談員2名を含め専任の相談員を配置(合計4名)。
※ 相談者の希望によりアイヌの相談員が対応。
 - 午前10:00～午後7:00(土曜日は午後6:00)まで対応。
※ 日曜日、祝日はお休み。
(平成26年1月19日までは日曜日、祝日も対応)
4. 相談の内容
 - 生活相談全般
(差別やプライバシー侵害などの相談も含む。)

何かお困りのことはありませんか

アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします

～アイヌの方々のための全国一斉電話相談を行っています～

期間延長の
お知らせ

シマフクロウは、アイヌ語では、シマフクロウをコタンコロカムイ（村を守る神）も考え、自然とともに大切に生きてきました。

公益財団法人 人権教育啓発推進センターで行っております
アイヌの方々の悩みをお受けする電話相談事業は、
相談受付曜日及び時間を一部変更し、
3月31日(月)まで期間を延長いたします。
嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。
ご希望によりアイヌの相談員が応じます。

【受付期間】

9月20日(金)～3月31日(月)

時間 平日 午前10時～午後7時

土曜日 午前10時～午後6時

※日曜日・祝日は、お休みさせていただきます。

【アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル】

0120-771-208

※来訪によるご相談もお受けします。
平日・土曜日 午前10時～午後6時(要予約)

- 相談は無料です。
- 匿名でもかまいません。
- 秘密は厳守します。

(公財)人権教育啓発推進センター
〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX芝大門ビル 4階
URL <http://www.jinken.or.jp/>

平成26年度予算案の概要

社会・援護局地域福祉課

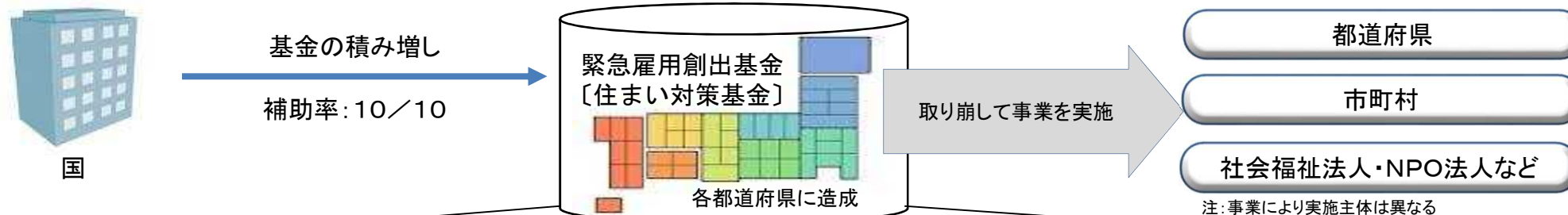
事項	平成25年度 予算額	平成26年度 予算(案)	差 引 増▲減額	備 考
	千円	千円	千円	
1 新たな生活困窮者自立支援制度実施のための体制整備等 ・生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業(新規) ・生活困窮者自立支援統計システムの調査・設計(新規) ・民生委員活動の環境整備(保険制度に対するの財政支援)(新規)	-	154,065	-	○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業【新規】 0.4億円 ・新制度に基づく自立相談支援事業に従事する相談支援員等について、生活困窮者が抱える複合的な課題の評価・分析、自立支援計画の策定、地域の社会資源のネットワーク構築などの高い支援技術を有する人材が全国に配置されるよう、国において養成研修を実施 ○生活困窮者自立支援統計システムの調査・設計【新規】 0.3億円 ・制度の実施に関して基礎的なデータを把握するための「生活困窮者自立支援統計システム」の導入に向け、国において調査・設計を行う。 ○民生委員活動の環境整備(保険制度に対するの財政支援)【新規】 0.9億円 ・新たな生活困窮者自立支援制度における地域支援の重要な担い手である民生委員が安心して活動できる環境を整備するため、新たに創設される保険制度に対する財政支援を行う。(全国社会福祉協議会への補助)
【平成25年度補正予算案】 ○地域社会におけるセーフティネット機能の強化(緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)の延長・積み増し 520億円 ・雇用と住居を失った低所得者等に対するセーフティネット構築のため、都道府県に造成している「緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)」の平成26年度末までの終期の延長及び所要額の積み増しを行い、若者等が社会に参加し、潜在能力を発揮するための社会的包容力の構築を進め、就労支援の強化等による自立の助長や福祉・介護人材の確保を図るとともに、住宅支援給付の継続やモデル事業の拡充などにより平成27年度に創設予定の新たな生活困窮者自立支援制度への円滑な移行を進める。 <対象事業> ・生活困窮者自立促進支援モデル事業 115億円 ・生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業 50億円 ・住宅支援給付事業 60億円 ・生活福祉資金相談員等体制整備事業 50億円 ・ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 80億円 ・地域コミュニティ復興支援事業 30億円 等				
2 地域福祉増進事業関係 ・安心生活基盤構築事業 ・生涯現役活躍支援事業 ・地域福祉等推進特別支援事業 ・民生委員・児童委員研修事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・消費生活協同組合指導監督事業	セーフティネット支援対策等事業費補助金(メニュー補助金)250億円の内数	セーフティネット支援対策等事業費補助金(メニュー補助金)150億円の内数	-	○生涯を通じたボランティア活動等の推進 セーフティネット支援対策等事業費補助金150億円の内数 ・企業への働きかけにより、退職前からボランティア活動の参加を促進するとともに、定年後も、地域社会で「居場所」と「出番」を得られる環境づくりを支援する。
3 地方改善事業関係 (1)地方改善施設整備費 (2)地方改善事業費	4,998,660 730,000 4,268,660	4,876,692 725,876 4,150,816	▲121,968 ▲4,124 ▲117,844	○事業内容の見直し等による減
4 全国社会福祉協議会活動の推進関係	79,047	166,047	87,000	(再掲) ○民生委員活動の環境整備(保険制度に対するの財政支援) 0.9億円
5 ホームレス全国概数調査に関する経費関係	15,537	13,245	▲2,292	
6 寄り添い型相談支援事業	セーフティネット支援対策等事業費補助金(メニュー補助金)250億円の内数	セーフティネット支援対策等事業費補助金(メニュー補助金)150億円の内数	-	※寄り添い型相談支援事業については、別途、東日本大震災復興特別会計において、被災地支援事業分として実施(5億円)
7 その他(旧本省費等)	91,325	36,383	▲54,942	
合計	5,184,569	5,159,032	▲25,537	

地域社会におけるセーフティネット機能の強化(平成25年度補正予算)

(項) 地域福祉推進費 (目) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金

所要額: 520億円〔事業費: 国520億円〕

雇用と住居を失った低所得者等に対するセーフティネット構築のため、都道府県に造成している「緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)」の平成26年度末までの終期の延長及び所要額の積み増しを行い、若者等が社会に参加し、潜在能力を発揮するための社会的包容力の構築を進め、就労支援の強化等による自立の助長や福祉・介護人材の確保を図るとともに、住宅支援給付の継続やモデル事業の拡充などにより平成27年度に創設予定の新たな生活困窮者自立支援制度への円滑な移行を進める。



【主な対象事業】

- ・ **生活困窮者自立促進支援モデル事業**
新たな生活困窮者支援を先行的に実施するモデル事業の実施か所数を拡充し、制度の円滑な実施に向けた体制整備を進める
- ・ **生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業**
新制度の施行に向け、実施主体となる自治体の事務処理体制等の整備を進める
- ・ **住宅支援給付事業**
離職者等であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に住宅支援給付を支給
- ・ **自立支援プログラム策定実施推進事業**
福祉事務所に就労支援員等を配置するなど生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制の強化を図る
- ・ **生活福祉資金(特例貸付を含む)相談員等体制整備事業**
低所得世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るために必要な相談員等の体制整備を行う
- ・ **社会的包摂・「絆」再生事業**
失業者等の路上生活化防止や生活再建を図るとともに、地域において「絆やつながり」を持ち続けることができるよう、住民ニーズの把握や見守り等の支援体制の構築など地域支援の仕組みによる社会的包容力の構築を推進するための取り組みを支援する